

平成27年度  
第3回高松市農業委員会農政部会  
議 事 録

平成28年2月3日開会

高松市農業委員会



平成27年度第3回高松市農業委員会農政部会議事録

開催日時 平成28年2月3日（火）午後2時開会

開催場所 香川県農業協同組合中央地区営農センター 役員会議室

出席委員 26人

- 1番 宮野 惠基（農政部会長）
- 2番 三好 義光（農政部会長職務代理者）
- 3番 竹内 俊彦
- 4番 佐竹 博巳
- 5番 河瀬 和一
- 6番 佃 俊子
- 7番 三笠 輝彦（会長）
- 8番 十河 善則
- 9番 南原 勉
- 11番 谷口 辰男
- 13番 川田 之治
- 14番 上原 勉
- 15番 岡野上盛雄
- 16番 赤松 貞廣
- 17番 橋本 修
- 18番 矢島 國雄
- 19番 中名 良竹
- 20番 花澤 均
- 21番 兔子尾紀夫（会長職務代理者）
- 22番 小早川數市
- 23番 山地 宏美
- 24番 落合 隆夫
- 25番 廣瀬 吉俊
- 26番 羽田 剛
- 27番 宮武 正明
- 28番 古川 浩平

欠席委員 1人

- 10番 平賀 文之

農業委員会事務局出席者

事 務 局 長	三好 和則
農 政 課 長	川西 好春
農 政 課 長 補 佐	大井 昌和
(農政管理係長事務取扱)	
主 任 主 事	矢野 哲

議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議案第1号 平成27年度高松市認定農業者農地集積助成金の交付に係る確認について  
報告第1号 農業委員・推進委員組織検討部会（仮称）の設置について

**川西課長** 事務局からお知らせします。

ただ今の、出席委員は26名でございます。

従いまして農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。

なお、欠席の御連絡を平賀委員からいただいております。

それでは、ただ今から平成27年度第3回高松市農業委員会農政部会を開会いたします。

開会に当たりまして、宮野農政部会長から御挨拶を申し上げます。

### **宮野農政部会長**

(内容省略)

**川西課長** ありがとうございました。

続きまして、三笠会長から御挨拶をお願いいたします。

### **三笠会長**

(内容省略)

**川西課長** ありがとうございました。

それでは、本日の農政部会の議事運営につきましては、高松市農業委員会部会会議規則によりまして、部会長が当たることとなっておりますので、これ以降の議事運営につきましては宮野農政部会長にお願いしたいと思います。

宮野部会長、よろしくをお願いいたします。

**議 長 (宮野農政部会長)** ただ今、事務局から説明がありましたように、本日の議事運営は部会長が当たるということでございますので、これ以降の議事運営につきましては、私において取りまとめさせていただきます。皆様方の御協力のほど、よろしくをお願いいたします。

まず、日程第1 議事録署名委員の指名につきましては、部会会議規則により、議事録署名委員2名を定めなければなりません。お許しをいただければ、慣例に従いまして、私において指名させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** ありがとうございます。

それでは議事録署名委員には、議席番号14番上原 勉委員さん、議席番号20番花澤 均委員さんの御両名を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

次に、日程第2議事に入ります。議案第1号 平成27年度高松市認定農業者農地集積助成金の交付に係る確認について事務局の説明を求めます。

**大井農政課長補佐** それでは、議案第1号 平成27年度高松市認定農業者農地集積助成金の交付に係る確認について御説明申し上げます。

議案第1号の資料を御覧ください。

本年1月29日付けで高松市長から、高松市認定農業者農地集積支援事業実施要綱第4条第1項第2号の規定に基づき、平成27年度高松市認定農業者農地集積助成金の交付に係る確認についての依頼が、農業委員会にあったもので、交付要件の適合について御審議をいただくもので

ございます。

助成金は、認定農業者又は特定農業法人が利用権設定等促進事業や農地中間管理事業により6年以上の賃借権の設定を行ったものについて、市単独事業として10アール当たり6,000円が助成金として支払われるもので、今回対象となる農地は、高松市長による平成27年3月31日及び10月31日公告の農用地利用集積計画と県知事による6月1日及び12月25日公告の農用地利用配分計画による賃借権の設定をしたものでございます。

確認事項は、交付対象者が認定農業者又は特定農業法人であること。交付対象農地が利用権設定等促進事業や農地中間管理事業により6年以上の賃借権の設定を行った本市区域内のもので、県の農地集積補助金の補助対象農地となっていないこととでございます。

なお、県の農地集積補助金の補助対象となる、認定農業者等の担い手が、新たに農地中間管理事業を利用して規模拡大したものについては、県の農地集積補助金の申請をすることとなります。

それでは1ページをお開きください。1ページから3ページまでが総括表となっております。1ページは、交付申請番号1番から19番までの氏名、交付対象農地面積、交付申請額について記載しております。続きまして2ページをお開きください。20番から38番までについて記載しております。次に3ページですが、39番と40番の氏名、交付対象農地面積、交付申請額と全申請の合計を記載しております。

合計でございますが、申請者が40名、交付対象農地面積が250,800平方メートル、交付金額は、1,503,200円でございます。

また申請人の交付対象者の分類については、1ページ9番が特定農事法人、それ以外の39名は、認定農業者でございます。

続きまして、5ページをお開きください。

こちらは、先程説明しました総括表に記載されている個人ごとの交付申請書の写しになっております。

左上から、申請者の住所・氏名、その下の表の左から右に交付対象農地の所在・地番・地目・賃借権の設定面積、その右の交付対象農地面積は、賃借権の設定をした一筆毎の面積の10平方メートル未満を切り捨てた面積となっております。その右が契約内容、そして、10アール当たりの単価6,000円にその交付対象農地面積を掛けましたものが、認定農業者農地集積助成金交付申請額となり、さらにこの合計から百円未満を切り捨てたものが、交付額となります。一番下の右から4番目49,300円が交付額でございます。

5ページから46ページまでが、1ページから3ページに記載しております総括表の交付申請番号1番から40番までの40名分の申請書の写しでございます。

以上、御審議よろしく申し上げます。

**議 長** 議案第1号について、御意見等が有りましたら、御発言をいただきたいと思っております。

(意見無し)

**議 長** 意見等が無いようですので、お諮りいたします。

議案第1号につきまして、原案どおり承認することで御異議ございませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議長** 御異議無しと認め、議案第1号は原案のとおり承認されました。

議案については、以上で終り、報告事項に移ります。

報告第1号 農業委員・推進委員組織検討部会(仮称)の設置について報告いたします。

まず、農業委員会法改正の概要について説明を受けた後、報告を受けたいと思います。

事務局の説明を求めます。

**川西課長** それでは、報告の前に、本年4月1日から施行されます農業委員会法の改正の概要について御説明いたします。

昨年11月の各地区部会で地区担当者から概要について報告をさせていただきましたが、詳細に欠けておりましたので、本日、高松市版としての農業委員会法の改正ということで説明をさせていただきます。

まず、資料1の1ページをお開きください。

1行目に今回の改正で農地等利用の最適化の推進に重点化というタイトルがついていますが、大きな1に「農地等利用の最適化の推進」は改正法で必須業務に位置付けとなっております。その下の枠の中に改正前と改正後の業務が比較されておりますが、従来の改正前の必須業務は、農地法等に係る許認可業務で、②の担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、③の法人化その他農業経営の合理化などは任意業務でございました。

改正後は、①の許認可業務と②の⑦担い手への農地集積・集約化、④耕作放棄地の発生防止・解消、⑤新規参入の促進の業務が「農地等利用の最適化の推進」として必須業務となっておりますが農業委員の皆様には、これまでもやっていた業務ですので、実質は変わりはありません。

次に大きな2の農地利用最適化推進委員の新設でございますが、その下(1)ですが農業委員とは別に、農地等利用の最適化の推進(以下「最適化推進」という。)を行う「農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」という。)を新設となっております。(2)で最適化推進は、現場での活動となるので、推進委員は農業委員会が定める区域ごとに配置となっております。

その下に四角で囲っておりますが、農業委員と推進委員の位置付けと言いますか、相互連携を記載しております。

まず左側ですが、農業委員は審議決定が業務の主体となっております。一つ目が農地の権利移動の許可や農地転用事案の具申する意見決定、二つ目が必ず推進委員の意見を聴いて、「農地利用の最適化の推進に関する指針」の作成など(現場活動も可能)となっており、農業委員も現場活動をお願いしたいということです。

次に、右側ですが推進委員は現場活動が業務となっております。一つ目が担当地区で、⑦担い手への農地集積・集約化、④耕作放棄地の発生防止・解消、⑤新規参入の促進業務に係る現場活動を実施。二つ目が推進委員として農業委員に意見を述べることなどということで、農業委員と推進委員が連携を図りながら大きな矢印が上に向いておりますが、推進委員の具体的な

活動として、上の黒い枠にあります、一つ目人・農地プランなど、地域の話合いを推進、二つ目農地の出し手・受け手（新規就農者も含む）にアプローチし、農地利用の集積・集約化を推進、三つ目が農地パトロールなど耕作放棄地の発生防止と解消を推進していただく、その下に右矢印をしておりますが、農地機構と密接な連携が欠かせないと法律にも明記されております。

次に、大きい3ですが、農地利用の最適化の推進に関する指針の作成ということで、法律では、農業委員会は、農地利用最適化推進委員の行動計画として指針の作成に努めなければならないと規定されており、「農地等利用の最適化の推進」が必須業務となったため、目標や推進内容などを指針として定めることが必要となっておりますけれども、御存知のとおり毎年3月の農政部会で次年度の目標及びその達成に向けた活動計画を決定しております。

その内容は、遊休農地に関する措置、認定農業者など担い手の育成確保、担い手への農地の利用集積・集約化のこの3本立てで目標を定めていただいております、農地利用の最適化の推進に関する指針と同様のものがございます、実態的には現状と変更はないということでございます。

次に、2ページをお開き願います。

「農業委員」と「農地利用最適化推進委員」の定数ということでその下に二つ掲げられております。一つ目が農業委員の定数は、農業者の数、農地面積等を考慮して政令で定める基準に従い条例で定める。二つ目が推進委員の定数は、農地等として利用すべき土地の農業上の利用、農地等の利用の効率化・高度化の状況等を考慮して、政令で定める基準に従い条例で定めとなっております。

その下の矢印、政令で定めた基準として四角の中に記載しておりますが、まず、1の農業委員については、①として推進委員を設置する農業委員会は、総会を機動的に開催できるよう、現行の定数の半分程度。②として推進委員を設置しない農業委員会は、農業委員が推進委員の業務も兼ねることから、現行の定数とほぼ同数となっております。

その下の\*で推進委員を設置しなくてよい市町は、以下の⑦若しくは⑧に該当する場合で、⑦として市町区域内の遊休農地率が1パーセント以下で、かつ、担い手に対する集積率が70パーセント以上の市町。また、⑧として市町区域内の農地面積が都府県200ヘクタール以下の農業委員会の設置が義務付けられていない市町となっております。

その下の表に区分が記載されておりますが、その下に参考として\*高松市の数値を記載しております。26年12月末の数字ですが、遊休農地率が1.94パーセント、農地の集積率が17.6パーセントになっておりますので、推進委員を設置しなければならないことになっております。

それで農業委員の定数ですが、表で区分ごとに改正法の上限を記載しております。農業者数と農地面積で（1）から（3）まで区分されておまして、先ほどの高松市の参考ということで、平成27年1月1日現在の農業者数が14,291人、農地面積が8,252ヘクタールでございます。表に当てはめますと区分（3）の10アール以上耕作する農業者の数が6,000を超え、かつ、農地面積が5,000ヘクタールを超える農業委員会となりますので、農業委員の定数の上限は24人となります。



次に2の推進委員でございますが、推進委員の定数の上限は、現場における農地利用の最適化の推進のための活動が支障なく行えるよう、市町区域内の農地面積の100ヘクタールに1人の割合で推進委員を配置できる（端数を生じるときは切り上げ）となっており、先ほどの農地面積が8,252ヘクタールですので、上限は83人となります。

次に、3ページをお開きください。

農業委員の過半は認定農業者であるとの原則とその例外等（農業委員の構成）ですが、市町長、以下首長と読み替えさせていただきますが、首長の任命に際し、認定農業者（個人又は法人の役職員）が農業委員の過半数を占めるようにしなければならない。ただし、その区域内における認定農業者が少ない場合その他の農林水産省令で定める場合は、この限りでないとなっておりまして、その省令で定めた基準が矢印で下に引っ張り枠の中で1でございますが区域内の認定農業者が、委員の定数の8倍を下回る場合は、以下のとおりでよいこととするとなっております。

その右横に矢印が引かれた四角の中、下の方に高松市の状況を入れておりますが、認定農業者は、平成27年3月31日現在で308人、農業委員の定数24人の8倍が192人で、8倍を大きく上回っておりますので、1の下に記載されたA、B、Cのような例外規定はございませんということで本市においては、農業委員の過半は、認定農業者でなくてはならないこととなります。

認定農業者（個人又は法人の役職員）の法人の役職員について省令（規則）を読み上げますと、認定農業者である法人の業務を執行する役員又は当該農作業を行う権限を有する方、権限を有する使用人の方でもかまいませんよというのが認定農業者の定義付けになっております。

また、2で農業委員会の設置が義務付けられていない市町は、設置が義務付けられてないのでこの例外規定が設けられますが、本市はこれには該当しません。

次の3で、認定農業者の制度を活用していない市町村については、認定農業者がおりませんのでこの例外規定が設けられますが、本市はこれにも該当しません。

次の要件ですが、その下の黒く塗っている四角の中、1で首長の任命に際し、委員会の所掌事項に利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならないという規定と、その下2で首長の任命に際し、農業委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならないということで1は義務規定で、2は努力規定となっております。

その下矢印で引っ張っておりますが、上の●農業者以外の者で中立的な立場で判断できる者を1人以上は、必ず農業委員に入れることで中立的な立場で判断できるとはどういうことか国が示しているのが、行政書士、土地家屋調査士、司法書士、弁護士などの士業、学校の先生、教諭、教授などや、商工会とか消費者団体等の役員の方などを国が想定しています。

また、その下の●女性、青年も積極的に登用することという配慮規定が設けられております。

次に、4ページをお開きください。

「農業委員」と「推進委員」の選出方法ですが、四角の中に1、2、3とありますが、まず1として農業委員は農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、農業者、農業者が組織

する団体その他の関係者に対し候補者の推薦を求めるとともに、委員になろうとする者の募集をしなければならない。推薦制と公募制の両方をとっております。

その下2ですが、推進委員は、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、推進委員が担当する区域を単位として、農業者等に対し候補者の推薦を求めるとともに、推進委員になろうとする者の募集をしなければならない。

農業委員も推進委員も推薦制と公募制の両方をとっております。なおかつ推進委員については、担当する区域を設定しなければならないということになっております。

その下3ですが、農林水産省令で定めるところにより、推薦を受けた者及び募集に応募した者に関する情報を整理し、これを公表しなければならないと規定されておまして、その下矢印で引っ張っておりますが、省令で定めた基準が1から4まで規定されております。

1の推薦・公募ですが、①農業委員と推進委員の推薦・公募は同時にできるほか、農業委員と推進委員の両方の候補者になることができる。候補者になれるということで両方の委員になれるということではなく、両方の候補者になれるということです。

②推進委員は、複数の区域について同時に候補者になることができる。推進委員に限っては、区域を指定しますから、その区域についてA区域とB区域の同時に推薦をしたり、応募することができるということです。

その下2ですが、推薦・応募の書面の記載事項ということで、①推薦をする者の氏名、住所、職業、年齢、性別、団体等の場合は、名称、目的、代表者名、構成員資格等を記載しなければなりません。

次に、②推薦を受ける者又は応募者の氏名、住所、職業、年齢、性別、経歴、農業経営の状況、③として推薦を受ける者又は応募者が認定農業者に該当するか否かの別、これは農業委員にのみ適用される事項です。

次に、④ 推薦又は応募の理由、⑤ 推薦をする者が同一者を委員と推進委員の両方に推薦しているか否か、これも記載しなければなりません。応募の場合は、委員と推進委員の両方に応募しているか否かです。

⑥ 推進委員の場合には、推薦・応募を行う区域を記載しなければなりません。先ほど説明いたしましたが、推進委員には、区域割があります。

その下3ですが、推薦公募の期間・提出方法、状況の公表ということで、① 推薦・公募の期間はおおむね1ヶ月ということで、概ねということですから、30日の8掛けで24日以上となります。

② 推薦・公募の期間、推薦・応募の書面の提出方法等は農業委員にあつては市町長、推進委員にあつては農業委員会が定め、公表ということになっておまして、農業委員は首長が定めることになっておりますが、農業委員会が補助執行ということになろうかと思っておりますので、どちらも農業委員会が定めることとなります。

③ 2の書面の記載事項（住所を除く）となつておまして、推薦・応募者数とそのうち、認定農業者数について、インターネット等の適切な方法により、募集期間中の中間と募集期間

終了後の2回、遅滞なく公表を実施しなければならないとなっております。

その下4ですが、候補者が定数を超えた場合市町長又は農業委員会は、候補者が定数を超えた場合には、関係者からの意見聴取など公平性・透明性を確保するための処置が必要となっております。

次に、5ページをお開きください。

本市の農業委員会の農業委員と推進委員の選出手続きの流れですけれども、まず左側、農業委員の選出方法の流れ、右側に推進委員の選出方法の流れを示しております。

平成28年12月議会で農業委員、推進委員の定数及び報酬を定めた条例を提案する流れとなっております。

まず、左の農業委員からいきますと、平成29年4月に農業委員の推薦・公募（期間、書面の提出方法等を市が定め、公表）しなければならないこととなっております。

区域については、法令では、定めることになっておりませんので、明記せず、内規で設定することとしております。

その下に矢印が引かれ、市長は推薦・公募の情報を整理し、インターネット等の適切な方法により、募集期間中の中間と募集期間終了後の2回、遅滞なく公表することとなっております。

その下、長く矢印が引かれ、透明性を確保し候補者を決定となっており、参考例が記載されております。農業委員候補者評価委員会運営規程で設置の有無は市判断でできるとなっておりまして、同委員会では候補者を評価し市長に報告する流れとなっております。

評価委員会を設置するのであれば、運営規定を作成しなければならないということで、その下の評価委員会運営規程の内容として、①委員の構成は、これは例ですが市の局課長、農業委員会会長、事務局長等、②推薦・募集のあった候補者の活動歴等の審査や、必要に応じて実施する面談により評価を行い、市長に報告という流れになります。

その下ですが、報告を受け、市長は推薦・公募の結果を尊重し、議会に提出する選任議案を作成し、下にいきまして、来年6月議会で市議会の同意をいただき、29年7月20日に市長が農業委員を任命するという流れになります。

右側推進委員の選出方法の流れですが、下に矢印を引っ張っておりますが、平成29年4月に農業委員会が定める区域ごとに推進委員の推薦・公募（期間、書面の提出方法等を農業委員会が定め、公表）するようになります。

欄外の四角の中ですが、区域からの推薦・募集は法律で規定されておりますので、区域の設定が必要になります。

矢印で下に行きまして、農業委員会は推薦・公募の情報を整理し、インターネット等の適切な方法により、募集期間中の中間と募集期間終了後の2回、遅滞なく公表ということで、農業委員と同じです。

その下、長く矢印が引かれ、透明性を確保し候補者を決定となっており、参考例で推進委員を委嘱する農業委員会での総会などにより推薦・募集のあった候補者の活動歴等の審査や必要に応じて実施する面談により評価・選定することとなっております。

その下ですが、29年7月20日に市長が農業委員を任命した直後に、臨時総会を開催し、推進委員を決定します。矢印で下がり29年7月20日臨時総会で決定後に農業委員会が推進委員を委嘱するという手続きになります。

参考ですが、東かがわ市、三豊市、観音寺市、小豆島町の3市1町については、平成28年4月1日に移行されます。

次に、6ページをお開きください。

部会の設置ですが、まず、1ですが、農業委員会に、農林水産省令で定めるところにより、部会を置くことができる。ただし、部会の農業委員の構成は、①認定農業者が部会の委員の過半数を占めること、②農業者以外の者で中立的な立場で判断できる者が1名以上含まれること。

その下2ですが、部会の委員の定数は、条例で定めるところで、その下矢印で、省令で定めた基準を記載しておりますが、部会は、農業委員会の区域の一部に係る事務を処理するものとして一又は二以上置くことができる。

その下、部会の区域が農業委員会の区域の全部となる場合は、委員はいずれかの部会の委員にならなければならないというところで、これは、合併等で広域になったところを想定しておりまして、区域を全て部会に分けた場合は、いずれかの部会の委員にならなければならないということです。

その下、留意点として、香川県での部会の設置は、以下の理由から少ないと推測しているが、設置する場合は②の要件に留意しながら、条例で部会の定数を定めることが必要ということで、①旧法のように業務を区分した農地部会や農政部会は設置できず、改正法の部会は市の一部の区域の事務を処理するためのものであることということで具体的には、市の区域を分けてその区域の中で、農業委員会の所掌事務全てをその区域に特化して行うという場合には、部会を設置することができるということで、部会の決定は農業委員会の決定となります。

②部会の設置に当たっては、認定農業者が過半で、かつ、中立的な立場で判断できる者が1人以上含まれることが要件となるということで、高松市においては、部会の設置は難しいかなと思われます。

次に、下の項目ですが、農地等の利用の最適化の推進に関する施策の改善意見の提出ということで、農業委員会は、所掌事務の遂行を通じて、農地等利用の最適化の推進について、より効率的かつ効果的に実施するため必要があるときは、その推進に関する施策（農地等利用最適化推進施策）を企画立案し、又は、行政庁に対し施策改善の具体的な意見を提出しなければならないということで、旧法の市長建議に該当するものです。

その下で、衆議院付帯決議として、農業委員会が行政庁に対し提出する意見において、農地等利用最適化推進施策に関わる農業・農村の問題を幅広く組み上げた現場の意見が反映されるようにすることということで幅広くということがここに書かれておりまして、農業に関するあらゆることについて、意見を行政庁に提出できるとなっております。

次に、7ページをお開きください。

今回の改正に伴う農業委員に係る経過措置ということで、法律の施行の際現に在任する農業委員会の委員は、その任期満了の日までの間に限り、なお従前の例により在任するものとする

ということで、その下に記載しております、高松市の場合は、平成29年7月19日が任期満了になっておりますので、この間までは、現状のとおり農業委員さんをお願いすることとなります。

その下の2で、現在の農業委員の任期満了までの在任する農業委員会にあっては、本市がこれに当たりますが、改正法の適用は以下のとおりということで、下の表に改正法の項目、摘要等のとおりとなっております。

まず、交付金等ですが、交付金については、改正法を適用すると推進委員を含めた人件費の算出となるため、推進委員を設置する委員会と、まだ設置されていない委員会に差がでますので、旧法が適用になります。

その下、所掌事務については、現在の農業委員が施行日以降も在任する農業委員会にあっては、所掌事務は改正法の第6条が適用されるということで、1ページにあります所掌事務を行うこととなります。

その下、意見の提出につきましては、旧法の建議ではなく、改正法の第38条（農地等利用最適化推進施策の改善の具体的な意見の提出）が適用されます。

その下、農地利用の最適化の推進に関する指針の作成については、推進委員を設置できませんので改正法の第7条は適用できませんが、所掌事務が改正法を適用しますので、従来作成してきた「活動目標・活動計画」に最適化推進の内容を盛り込む必要があります。

その下、推進委員については、現在の農業委員が施行日以降も在任する農業委員会にあっては、設置は不要となっております。

その下、参考ということで、旧法第12条の選任委員の取扱については、農業委員がJ A・農業共済等団体の理事又は経営管理委員（以下「理事等」という。）の立場で、団体から推薦され、理事等の任期が施行日以降に満了した場合は、以下の①が原則であるが、②の手続きを経れば継続が可能ということで、理事等を退任したときは、理事等の立場が喪失することで農業委員を退任することが原則。

ただし、理事等の退任の前（任期満了前）にあらかじめ組合員として引き続き同一の者を推薦する旨の内部了承（推薦団体での了承）をとっておれば、農業委員としての身分を継続させることが可能。その際、当該団体から市町長への改めての選任手続きは不要となっております。

最後8ページをお開きください。

農業委員会が実施した状況の公表（情報の公表）ということで、1で会長は、農林水産省令で定めるところにより、議事録を作成し、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

2で農業委員会は、その運営の透明性を確保するため、農林水産省令で定めるところにより、農地等の利用の最適化の推進の状況などの事務の実施状況について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならないということでその下の矢印、省令で定めた基準として、1の議事録の公表は、総会又は部会の会議の終了後、遅滞なく行わなければならない。その議事録の公表の期間は、当該公表の日から3年間とする。

次に、2の農業委員会は、毎年度、農地等の利用の最適化の推進などの事務の実施状況につ

いて、翌年度の6月30日までに公表しなければならない。その公表の期間は、当該公表の日から3年間とするということで本市においては、これまでもインターネットで3年間公表しておりますので、これまでと変わりありません。

最後に、都道府県農業会議についてですが、都道府県知事は、①一般社団法人又は一般財団法人であり、かつ、②次の業務、下の(1)から(3)の業務ですが、これを適正・確実にを行うと認められるものを、その申請により都道府県に一を限って、農業委員会ネットワーク機構として指定することができるということで、香川県農業会議も一般社団法人香川県農業会議として知事の指定を受けるべく準備を進めていると、このようになっております。

以上が資料1の説明になります。

続けて次の資料2を御覧ください。

農業委員・推進委員組織検討部会（仮称）における協議事項ということで、先ほどの説明の中にあつたものを、現在、本市で考えられる問題といたしますか、決めなければならないことを列挙させていただいております。

まず、1として農業委員ですが当然ながら定数、現行は、公選委員40人、選任委員7人で合計47人ですが、改正後上限は24人となりますので、この定数を定める必要があります。

その下(2)で区域割りですが、現行は、選挙区ごとの委員定数で割られております。

改正後は、法令では明記せずとなっており、内規により設定可能となっておりますので、内規で設定するかどうか、するのであればどのようにするかを決定しなければなりません。

その下(3)ですが、推薦団体、現行は、公選委員は各地区ごとに推薦されておまして、選任委員は農協1人、共済1人、土地改良区1人、議会4人となっております。

改正後は、農業者、農業者が組織する団体、その他関係者となっておりますから、推薦団体は、どこでどのようにするか、また、人数は何人にするかを決めていただく必要があります。

その下(4)利害関係を有しない者の数及び推薦団体ということで、先ほど御説明いたしました、士業とか、教諭、商工会議所、消費者団体の役員等を1人以上必ず含まなければならないということで、人数や推薦団体について決定する必要があります。

次に、2ですが、農地利用最適化推進委員については、(1)定数、上限は83人ですが、何人にするかを決めなければなりません。

次の(2)区域割りですが、法令に規定されており、規程により設定する必要がありますので、区域割をどうするかを決めなければなりません。

(3)推薦団体、推薦団体は農業委員と全く同じですので、どのようにするかを決めなければなりません。

次に、3ですが、透明性を確保するため、候補者の決定機関設置について、参考例を記載しておりますが、設置するか否か、また、設置する場合は、どのような構成にするか、そういったことを決めなければなりません。

次に、4ですが、部会の設置ということで、先ほど御説明いたしましたが、現行は、農地部会、農政部会、ここには記載していませんが、農地特別部会を設置しております。改正後は、部会は設置できませんが、例外的に内規で部会を設けるかどうかを決めなければなりません。

次に、2ページをお願いします。

5の地区部会ですが、現行は、7選挙区ごとに7地区部会制をとっております。改正後は、地区部会をどうするか、また、仮に残す場合は、農業委員が半減となりますので、その構成はどうするかといったことを決めなければなりません。

次に、6が役員会です。現行は、会長及び会長職務代理者、農地部会長、農政部会長及び両部会長職務代理者の計7人で構成されておりますが、改正後は、部会の設置ができないとなりますと、役員会のやり方や構成について決めなければなりません。

次に、その下7ですが、農業委員と推進委員の報酬額、これも大事な部分ですので、これも決めなければなりません。

最後8ですが、4月1日付けで移行されます東かがわ市、三豊市、観音寺市、この3市の状況を記載しております。

御覧のとおり農業委員の定数は、ほとんど上限に近い数をとっておりますが、推進委員は、上限を切る定数となっております。

報酬につきましては、東かがわ市は農業委員の報酬は、現行どおり変わりなし、推進委員は少し差をつけて5千円下げております。

三豊市については、農業委員の報酬を現行から4千円下げております。推進委員も1万4千円と農業委員より8千円差をつけております。

観音寺市については、報酬が年額制をとっておりまして、農業委員は現行から下げておりません。推進委員も月額で7千円の差をつけております。

ただし、ここは国の農地利用最適化交付金という補助金でなんとか予算措置をして、プラスアルファの加算をしていくという考え方ですが、条例では月額2万1千円、1万4千円と報酬条例で定めてありますから、国の補助金が使えるかどうかは別問題となります。

以上が資料2の説明でございます。

最後に報告第1号 農業委員・推進委員組織検討部会（仮称）の設置についてでございますが、三笠会長から各地区部会長に宛てた依頼の文書でございまして、先ほど御説明しましたとおり、新たな体制への移行を円滑に進めるために農業委員・推進委員組織検討部会の設置が決定されてございまして、現在役員7名と各地区部会から7名の計14名で検討部会を設置して、先ほど御説明いたしました協議事項について協議・決定をお願いしたい。このようになっております。

以上でございます。

**議 長** 事務局の報告は、以上でございます。

説明にありましたように、今後、農業委員・推進委員組織検討部会を設置し、この部会で、協議・決定していくというものです。

なお、農地部会においても、同様の説明をする予定でございます。

これについて、御質問等はございませんか。

**羽田委員** 議長—26番。

**議 長** 26番一羽田委員。

**羽田委員** 推薦母体は、改正後はどのようになるのでしょうか。

**川西課長** 推薦団体というのが農業者、農業者が組織する団体、その他関係者ということで、自ずと現行の第1号委員の推薦母体である農協、共済、土地改良区これ以外に農業関係団体というのが今は想定がしづらく、この3団体しかないのかなと思っております。

**議 長** まさにそこが悩ましいところですが、考えられるのが高松市地域農業再生協議会の地区水田部会とか実行組合長会などがありますが今後、検討部会で揉んでいただく。このように私自身は考えております。

**羽田委員** 議長—26番。

**議 長** 26番一羽田委員。

**羽田委員** 市議会からの推薦は、どのようになるのでしょうか。

**川西課長** 市議会からの推薦は、廃止されます。

**議 長** 12月には、条例を議会に提案しなければならないということで、検討部会の今後のスケジュールは、どのようになりますか。

**川西課長** 現時点で答えられるレベルになりますが、3月には議会が始まりますので、それまでに調整して第1回の検討部会でたたき台をお示し、そこで方向性を決定していただいたら、新年度に最低3回は検討部会を設けていただき、10月には案として決定していただく。その後、臨時総会で決定していただき、12月議会に提案と考えております。

**議 長** 他に御質問等はございませんか。

御質問等が無いようでございますので、報告事項は終了します。

次に、5のその他に移ります。

事務局、何かありますか。

**事務局**

(なし)

**議 長** それでは以上で本日予定しておりました全ての議事が終了しました。皆様方の御協力ありがとうございました。

それでは、三好農政部長職務代理者から、閉会の御挨拶をお願いします。

**三好農政部長職務代理者**

(内容省略)

**議 長** ありがとうございました。

午後3時30分 閉会



会 長

議事録署名委員  
部会長

委 員

委 員